結婚式総合保険　補償に関するよくあるご質問

2023 年 5 月改訂
株式会社あそしあ少額短期保険

①「キャンセル」の定義について

●保険証券記載の開催日およびご会場において開催を予定していた結婚式を開催しなかったことをいい、一部開催、一部中止の場合を含みません。

② 新型コロナウイルスに罹患したことによるキャンセル（延期含む）について

●お支払いできるケースは以下の通りです。ただし、対象外となるケースもありますのでご注意下さい。

1－1 ご本人（新郎新婦）の場合：死亡または 7 日以上の継続入院
陽性判定に伴う医師による式当日の自宅待機指示

1－2 新郎新婦の父母子の場合　：死亡または 7 日以上の継続入院

1－3 新郎新婦の兄弟姉妹の場合：死亡

●濃厚接触者であることに留まり、実際に陽性判定を受けていない間は対象外です。

●検査キットによる自己判定のみの場合は対象外です。

●みなし陽性診断、医師の診断がない自治体の指示による療養は対象外です。

●確認書類として診断書の提出が必要です。

●判断のタイミングとしては、結婚式開催時までに医師の診断が出ていることが必須です。

※なお、2023 年 5 月 11 日以降お申し込みの方はあわせてこちらをご覧ください

③ 貸衣装の補償について

●キャンセル費用ご請求の場合は、新郎新婦含めご親族の衣裳も対象です。式場以外から借りた衣装も、キャンセル内容や金額が書面で確認できれば対象です。ただし、買い取りの衣装は対象外です。

●挙式当日の補償に関しては、以下の通りです。

・対象となるのは新郎新婦の貸衣装のみです。（その他ご親族の衣装は対象外）

・破損のみが対象です。汚損は対象外です。

・挙式当日に発生した損害のみが対象であり、それ以前（衣装合わせ、リハーサル等）に生じた損害は対象外です。

④ 引出物のキャンセル補償について

●キャンセル出来る物品については対象ですが、買い取りにより納品がされている物品、納品が予定されている物品は対象外です。

●ご自身で用意したブーケ､引出物等については結婚式当日にご利用されることが事業者と書面による契約が締結されているものに限り対象ですが、納品された物品は対象外です。

⑤ フォトウエディングについて

2023 年 5 月 11 日以降お申込みのご契約から、フォトウェディングのみの方もお申込みいただけます。

⑥ 大雨・大雪等特別警報について

●結婚式の当日、前日または前々日における、結婚式会場の所在する地域または被保険者の平時居住する地域に対する気象庁からの特別警報の発表がある場合となります。（警報、注意報は対象外）

・大雨特別警報　・大雪特別警報　・暴風特別警報　・暴風雪特別警報　・波浪特別警報　・高潮特別警報

●被保険者が実際に負担した結婚式中止費用を 50 万円限度として対象です。

⑦ ご妊娠に関わるキャンセルについて

●ご妊娠自体は病気ではございませんので、ご妊娠されたことのみによるご入院、自宅等待機指示に関しては補償の対象外です。

●妊娠されたことに伴い、何等かのご病気（切迫流産、切迫早産、妊娠悪阻等）が発生し、その療養のために 7 日以上継続入院された、あるいは結婚式当日の自宅等待機指示があった、という場合には補償の対象です。

※保険期間前に発症していた場合、保険期間開始後 30 日以内の事由発生は補償対象外です。

※上記は保険金のお支払いをお約束するものではございません。保険金のお支払いにつきましては、事故受付後、担当部署により最終的な有無責判断をいたしますので予めご了承ください。